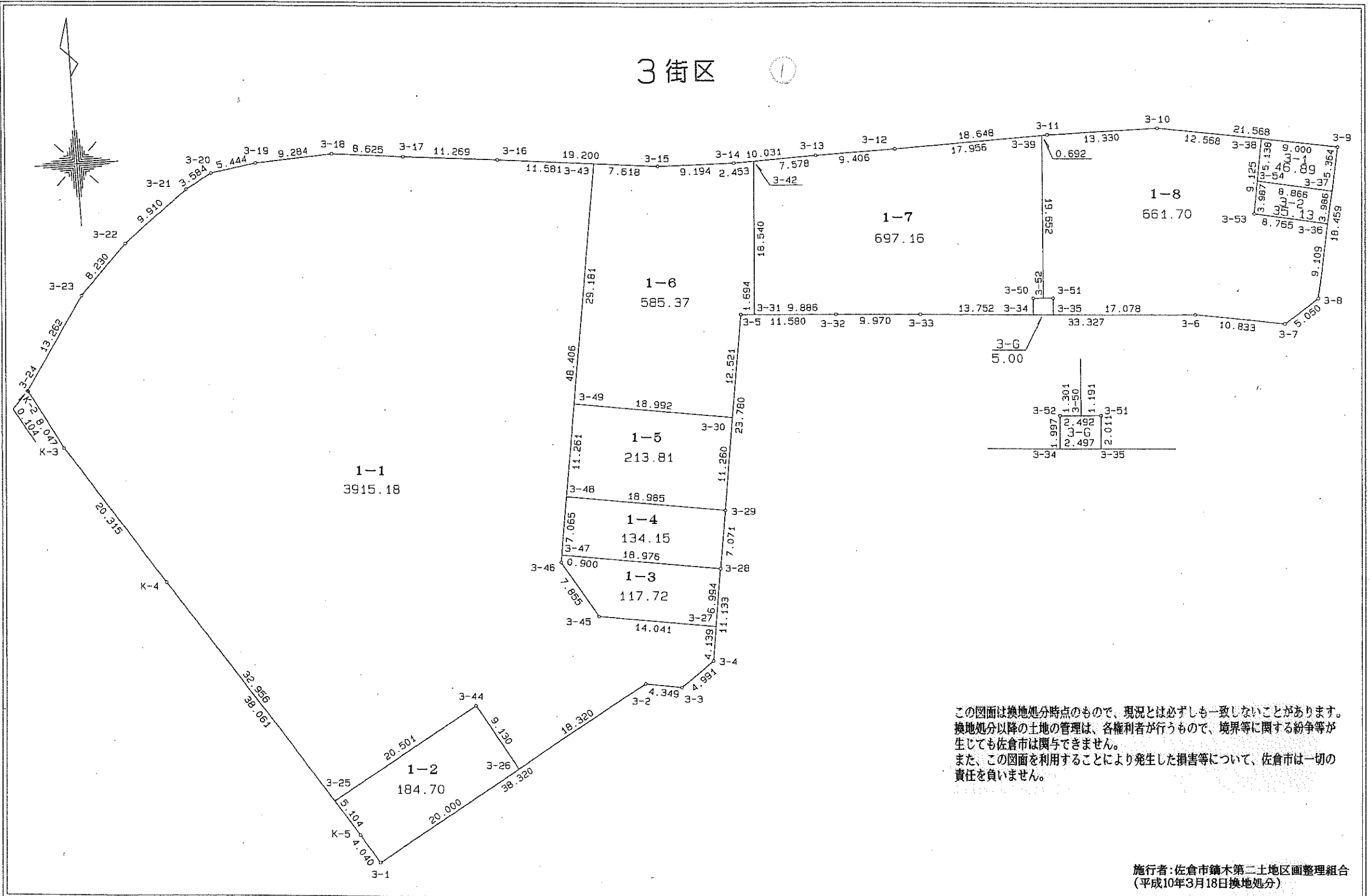


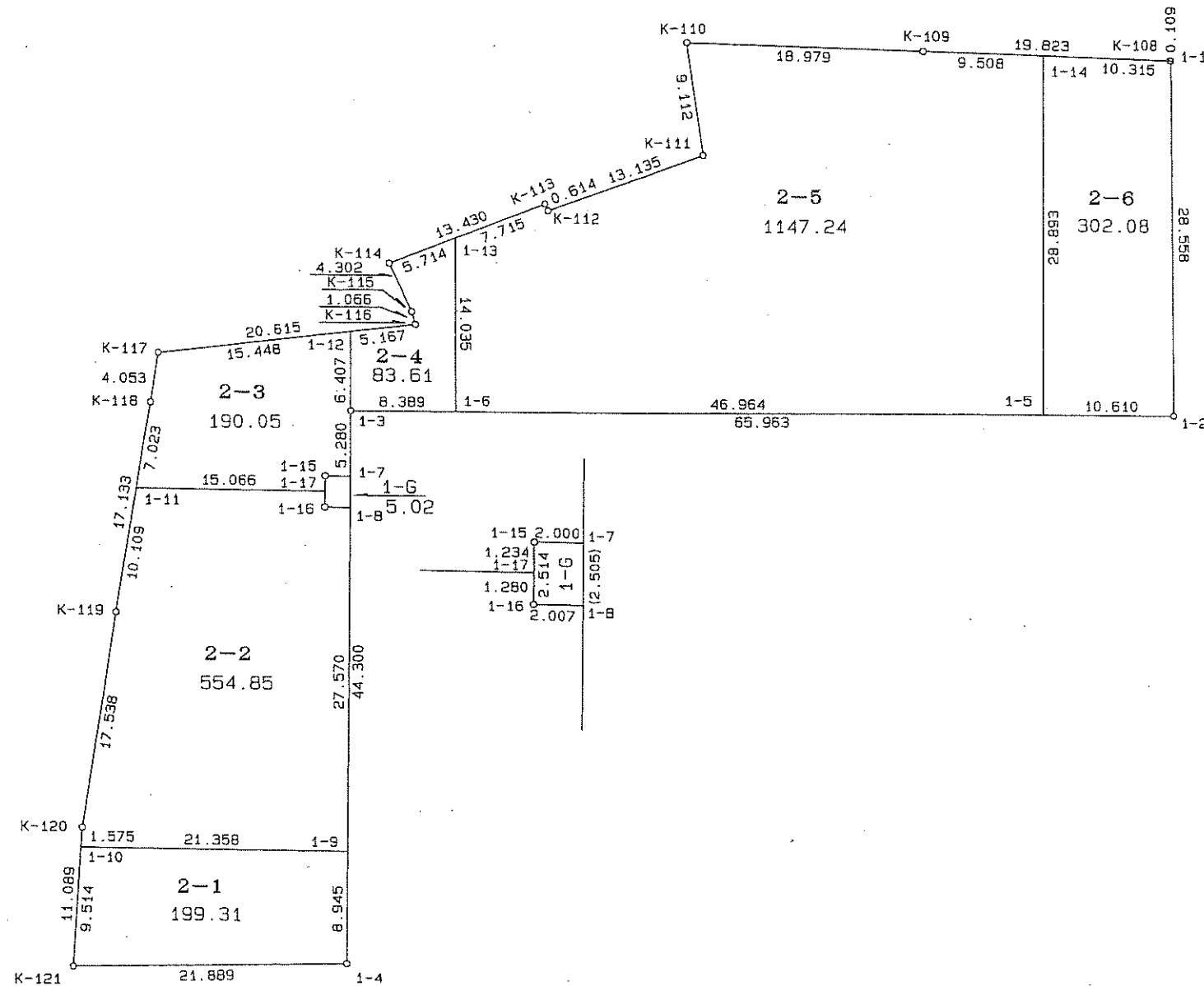
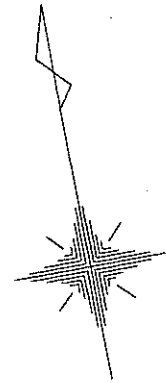
3街区 ①



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

1 街区 ②



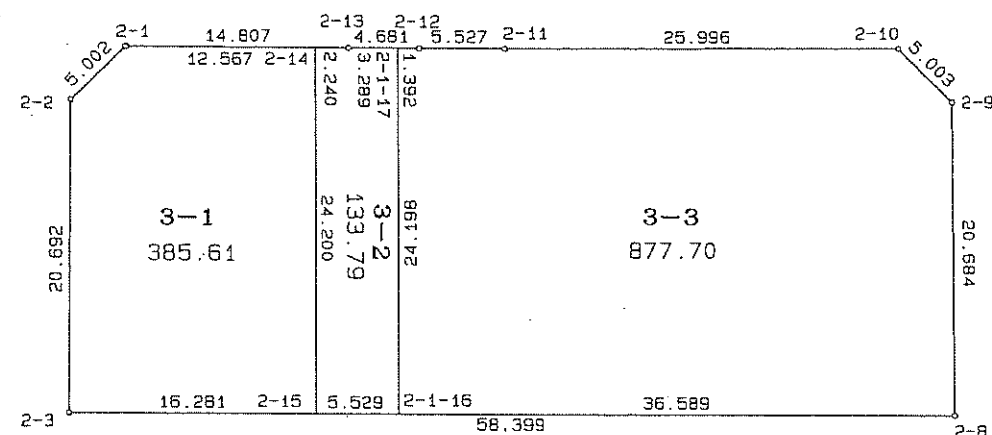
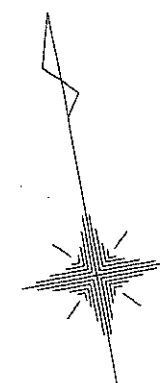
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1 : 500

2-1 街区

3

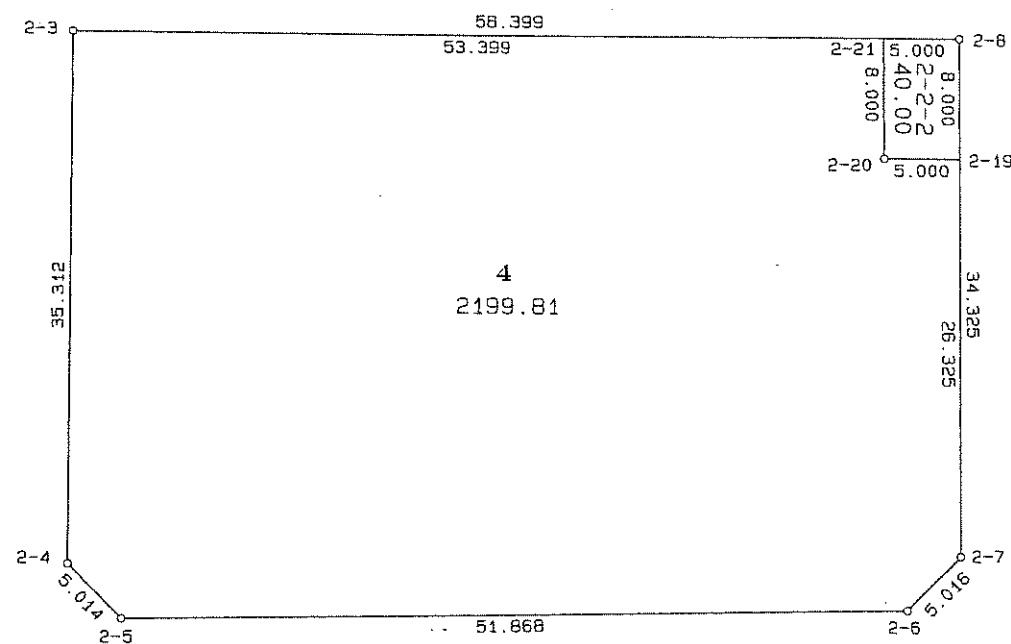


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

2-2 街区 ④



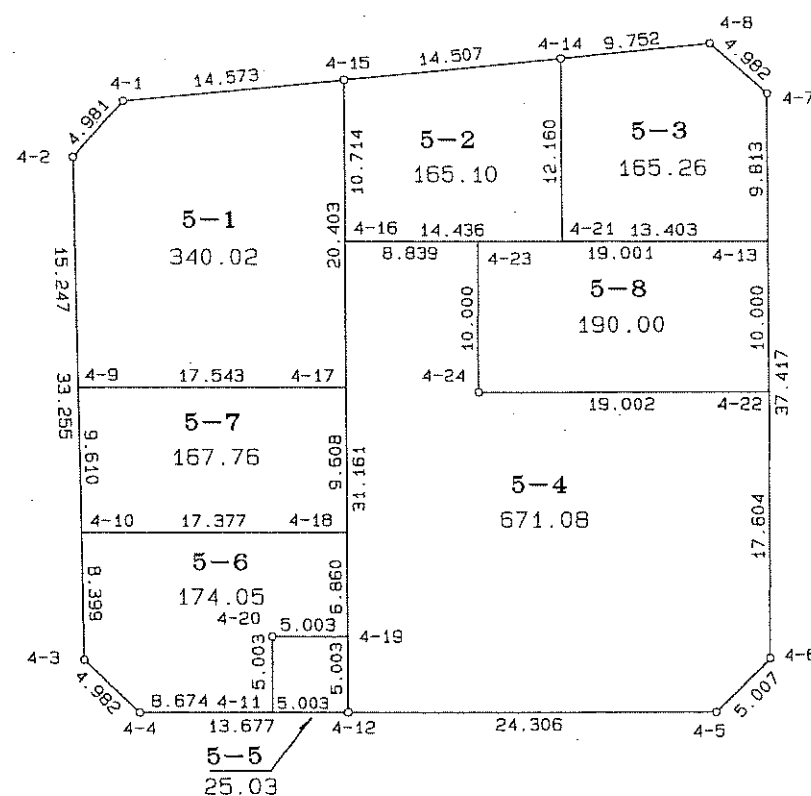
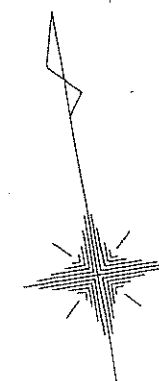
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

4 街区

5

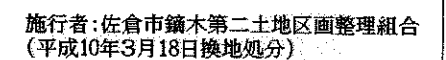


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

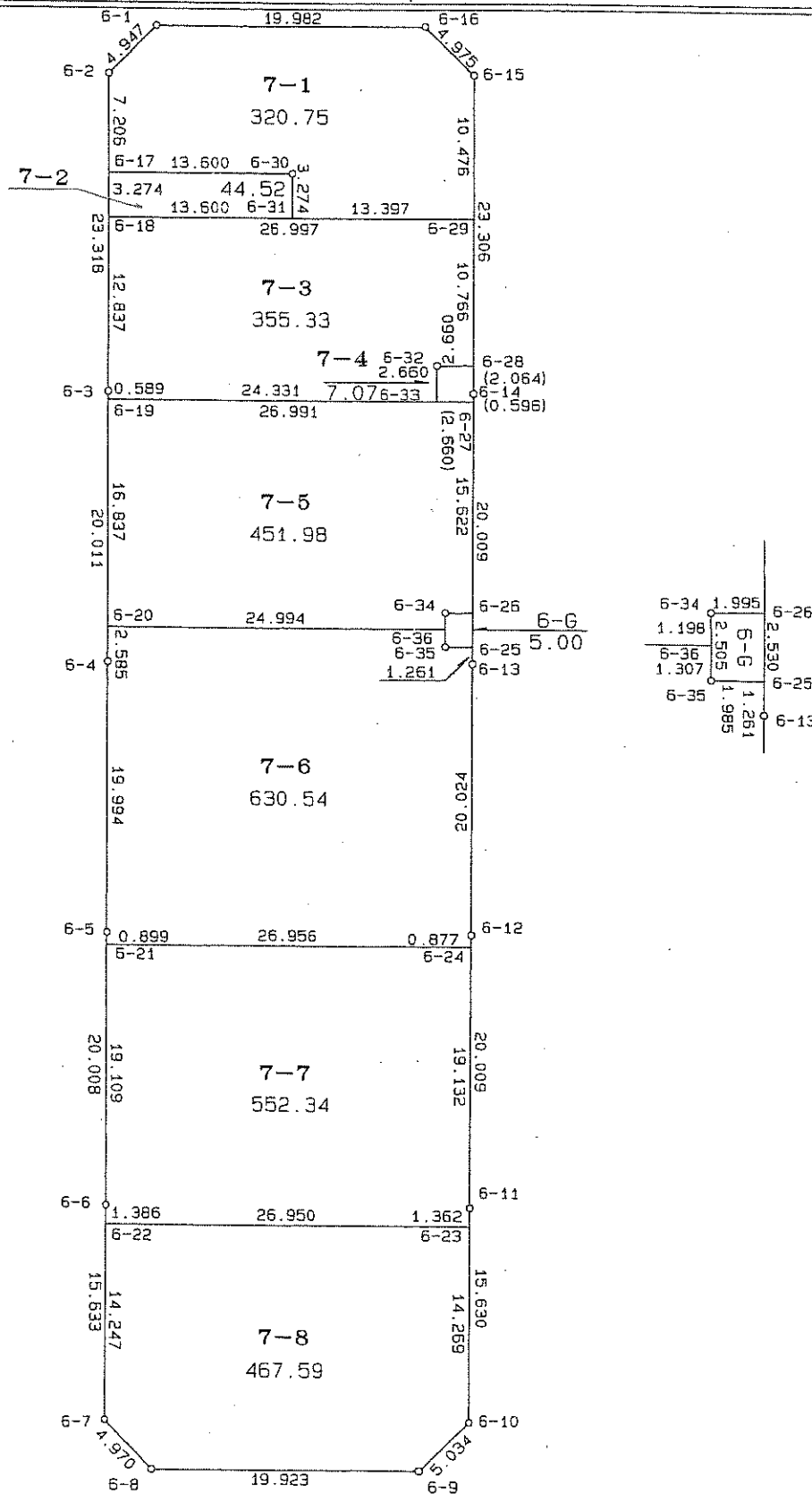
縮尺 1:500

確定図



縮尺 1 : 500

6 街区 ⑦

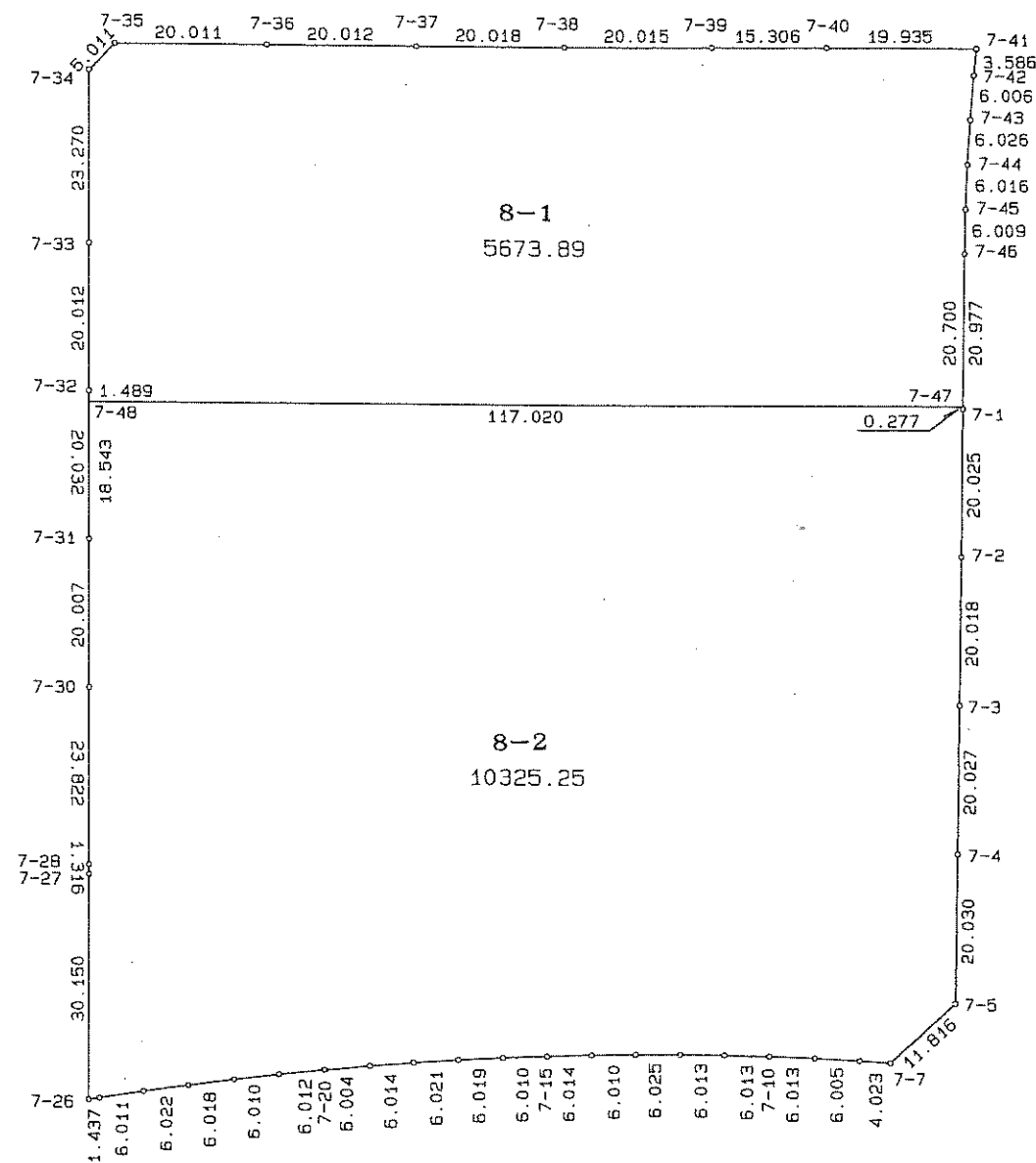


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

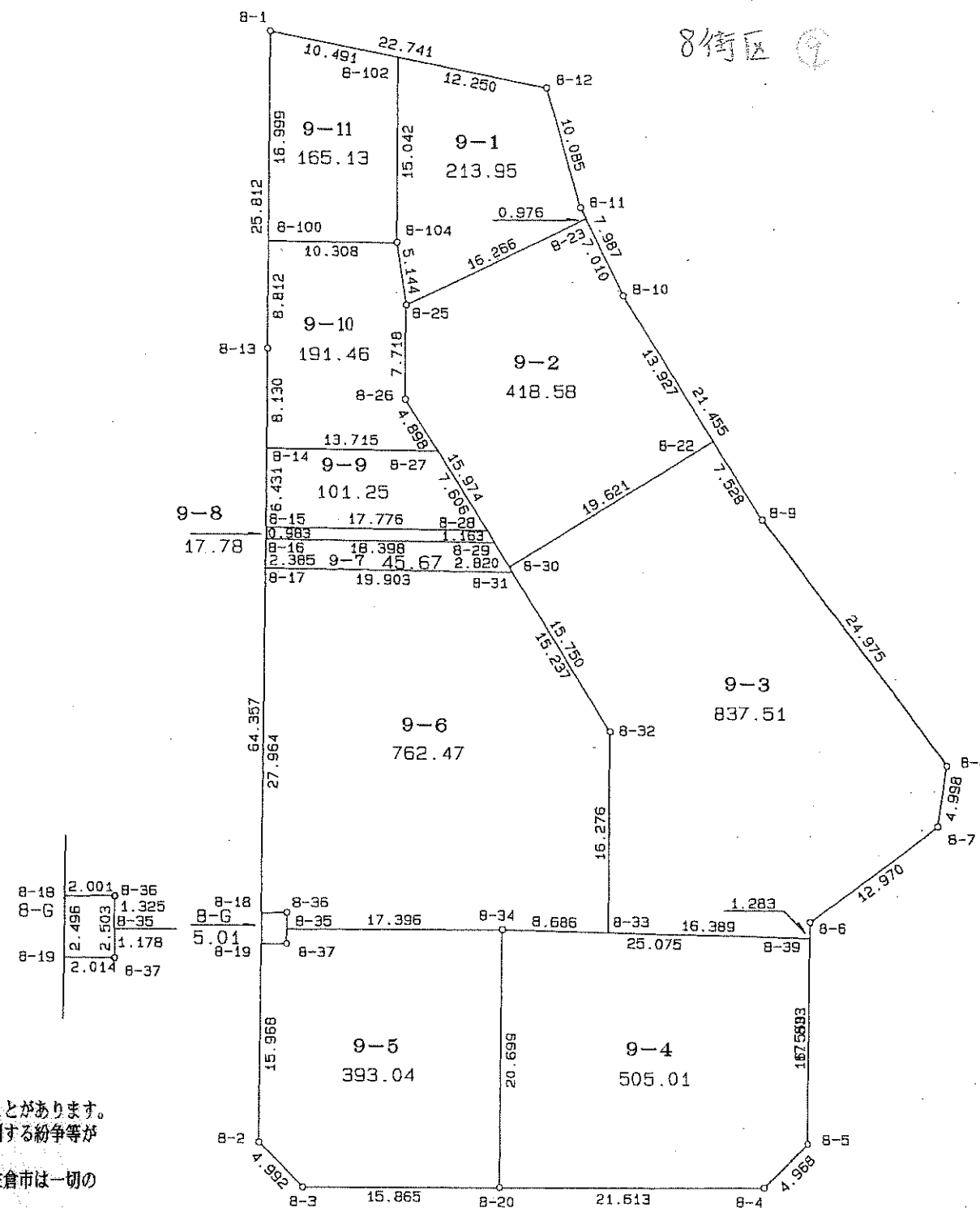
7 街区 ⑧



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

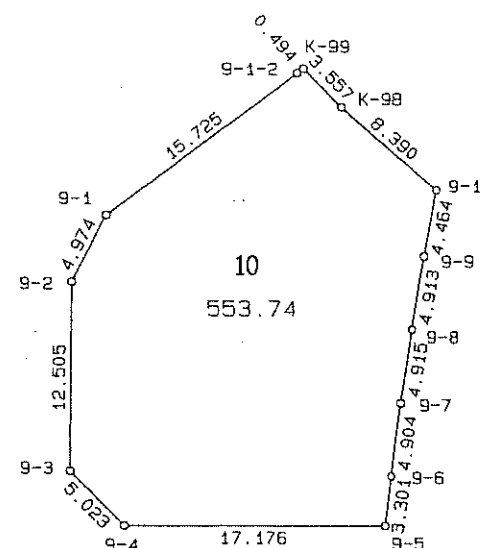
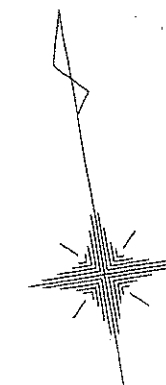
縮尺 1 : 1000



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

9 街区 ⑩

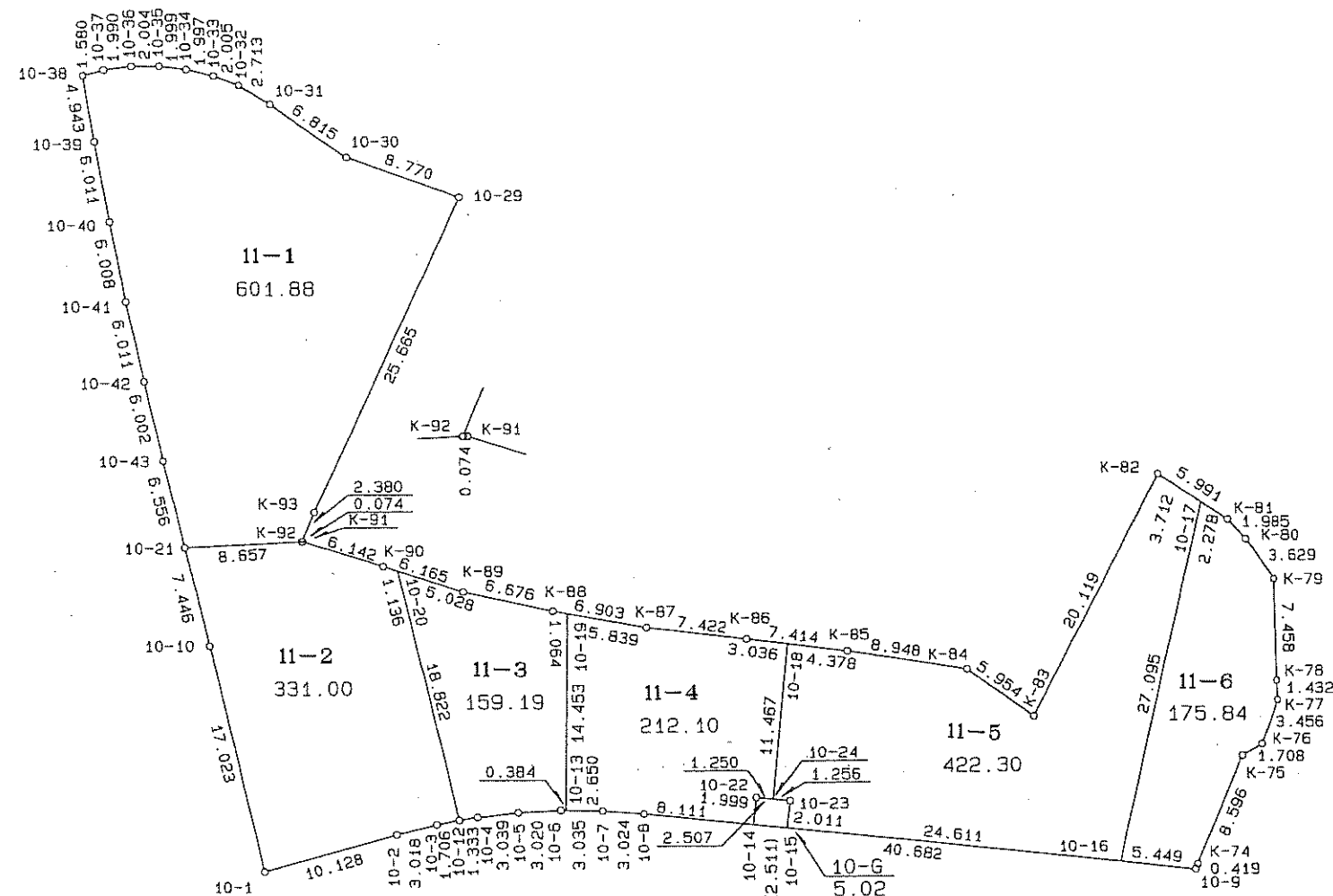


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

10 街区 ⑪

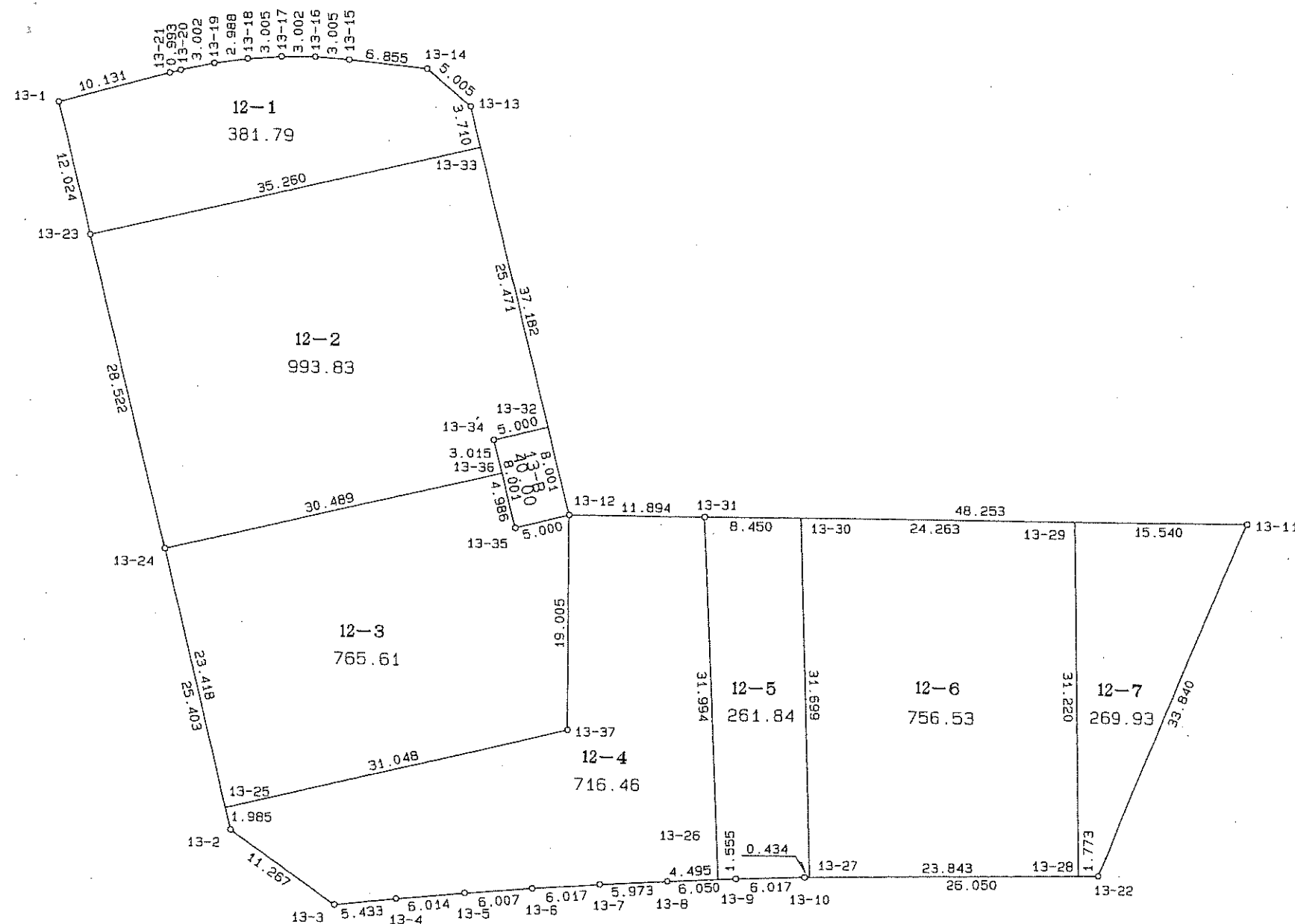


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が
生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の
責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

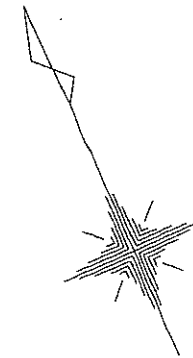
13街区 ㊤



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

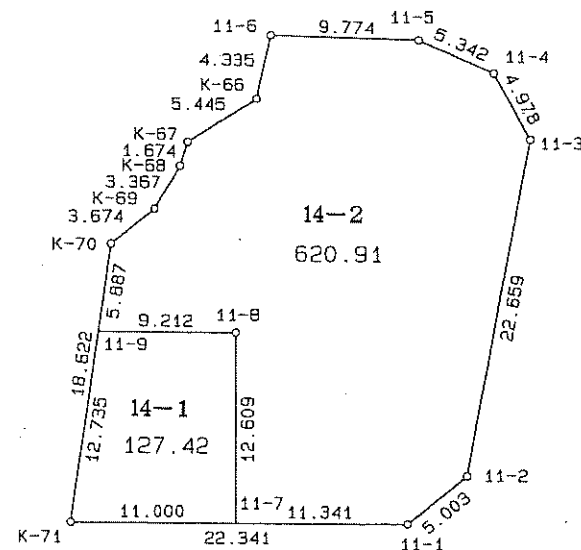
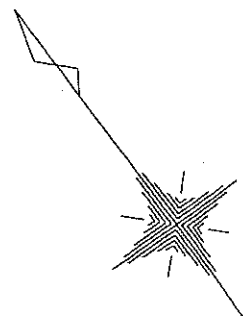


施行者：佐倉市鑛木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1 : 500

11街区

14



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1 : 500